

新型コロナウイルス感染症拡大で影響を受けた事業所への支援施策

	申請者	給付額	給付条件	申請方法	申請期限	問合せ先
持続化給付金	中小法人等	最大200万円	令和2年1月以降の 任意の期間(1か月)において 売上が前年同月比50%以上 減少している方	①電子申請 (持続化給付金ポータルサイトより) ②申請サポート会場 ※要予約(守山・大津・敦賀・大垣会場) 電話予約窓口(オペレーター対応) ☎0570-077-866 (土日・祝日含む)9:00 ~ 18:00	令和3年 1月15日	持続化給付金事業 コールセンター ☎0120-115-570 (土曜日・祝日除く) 8:30 ~ 19:00
	個人事業者	最大100万円				
家賃支援給付金	中小法人等	最大600万円 ※支払家賃の月額による給付率で(2/3・1/3) で計算した給付額の6か月分	令和2年5月~12月において 以下のいずれかに該当する方 ①いずれかの1か月の売上が 前年同月比で50%以上減少 ②連続する3か月の売上の合計 が前年同期比で30%以上減少	①電子申請 (家賃支援給付金ポータルサイトより) ②申請サポート会場 ※要予約(北ビワコホテルグラツィエ) 電話予約窓口 ☎0120-150-413 (土日・祝日含む)9:00 ~ 18:00	令和3年 1月15日	家賃支援給付金 コールセンター ☎0120-653-930 (土曜日・祝日除く) 8:30 ~ 19:00
	個人事業者	最大300万円 ※支払家賃の月額による給付率で(2/3・1/3) で計算した給付額の6か月分				
長浜市 事業継続緊急支援金	中小法人等	50万円(一律) 長浜市内で、土地・建物を賃借して事業を 営む方は+5万円	令和2年1月以降の 任意の期間(1か月)において 売上が前年同月比30%以上 減少している方	①郵送提出 ②長浜市役所窓口受付 (1階特設ルーム)	令和3年 1月15日	長浜市役所 事業継続緊急支援担当 ☎0749-65-6535 9:00 ~ 16:00
	個人事業者	30万円(一律) 長浜市内で、土地・建物を賃借して事業を 営む方は+5万円				

新しい生活・産業様式確立支援事業

滋賀県内の中小企業および個人事業主の皆さんに対して、4月1日以降に購入したマスクや空気清浄機など新型コロナウイルス感染症対策にかかる費用の支援事業が実施されています。

対象経費例：マスク、消毒液、アクリル板、空気清浄機、網戸新設、キャッシュレス機器、サーモカメラ、体温計、手袋、自動ドア

対象者	対象額	申請期間	注意事項	問合せ先
滋賀県内の中小企業 および個人事業主 ※滋賀県でコロナ対策のための別 事業を用意している業種(医療・介 護・公共交通事業者)を除く	上限10万円 下限5万円 (助成率10/10) ※助成金は税抜のため、消費税 は含みません	令和2年8月20日~ 令和2年11月20日 ※申請方法は電子申 請または郵送	申請時には 領収書やレシ ートが必要に なります!	滋賀県新しい生活様式 支援コールセンター ☎0570-005-516 9:00 ~ 16:00 (土日・祝日除く)

令和3年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置

中小事業者(個人・法人)について、令和2年2月~10月の任意の連続する3か月の事業収入の合計が

前年同月比 ▲30%以上 50%未満の場合	➡ 1/2 軽減	前年同月比 ▲50%以上の場合	➡ 1/2 軽減
-----------------------------	----------	--------------------	----------

申告方法

・認定経営革新等支援機関等(商工会)に、①中小事業者等であること、②事業収入の減少、特例対象家屋の居住用・事業用割合について、確認を受ける。

・事業者は、長浜市が定める申告書様式を利用して、認定経営革新等支援機関等(商工会)から申告書を発行してもらい、令和3年1月以降に申告期限(令和3年1月末)までに固定資産税を長浜市に必要書類と共に軽減を申告する。

長浜市商工会

☎78-2121 FAX78-1300

e-mail: info@nagahamasci.or.jp

「商工会は 行きます 聞きます 提案します」

滋賀県新型コロナウイルス感染症
各種支援策ワンストップ相談窓口

☎077-525-5670

<受付時間>9:00~17:00(土日・祝日除く)

